

夏休みに入り、各地のビーチは海水浴を楽しむ家族連れなどでにぎわいをみせています。また、スキューバダイビング、サーフィン、カヌー、シュノーケリング等のマリンスポーツを楽しむため本県を訪れる観光客も増加しつつあります。



伊波 盛春

本来とても楽しく素晴らしいマリンスポーツですが、ちょっとした不注意や油断で思わぬ事故に遭うケースが後を絶ちません。特に今年は、例年にも増して観光客によるシュノーケリング中の事故が目立ちます。県警察の

統計によると、県内における水難事故は本年八月十四日現在、三十九件発生、死者二十二名、前年対比で十八件、八人増と大幅に増えています。

死者のうち、シュノーケリングによるものが八人で全死者数の約36%を占めています。また、シュノーケリング中の死者のうち、七人は観光客であり、また水難事故の多発は

水難防ぐ安全対策5原則

多発するシュノーケリング事故

この五原則とは、一めに極めて重要であり二つ目は、ライフジャケット、ウェットスーツなどを着用して浮力を確保することです。何らかのトラブルが発生した時に水面に浮いて

いることで助かる可能性が高くなります。二つ目は、単独で泳がないことです。バディシステム(二人一組)は、海中で互いに安全を確かめ、トラブルの時に助け合うた

に起きている。器材の選び方や基本的な使用方法のレッスンを受けることが大切です。四つ目は、飲酒後・体調不良時は事故のもとです。飲酒でのシュノーケリングは自殺行為に等しいと言えます。肺や心臓などの循環器系の障害や血圧に異常のある人、病中病後、術後間もない方のシュノーケリングは大変危険です。五つ目は、泳ぐ場所の確認です。離岸流(岸側から沖合への流れ)の発生する海岸や危険個所に指定されている場所には危険です。事前に地元住民から聞くなど、情報収集を十分に

行うことが重要です。これは過去の事故原因の分析に基づき策定したもので、これを守れば、シュノーケリングによる事故はほとんど防止できます。当財

団では、県警察と連携して五原則の広報啓発を推進していますが、なかなか浸透しないのが現状であります。特に観光客に対するPR不足は否めません。そこで、県当局はじめ、各市町村、観光関連業者、マリンスポーツ関連業者等が「シュノーケリングの安全対策5原則」の順守について、県民や観光客に対してPRしていただくようお願いするものであります。(うるま市、財団法人沖縄マリンスポーツインフォrmエーションセンター、61歳)